

千葉県告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年9月2日

千葉市長 熊谷俊人

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
在宅コーディネート 稲毛海岸	千葉市美浜区高洲3 -14-3ドレミビル2階	株式会社在宅支援総合 ケアサービス	千葉市稲毛区稲毛東 2-14-12	
変更なし	千葉市美浜区高洲4 -5-15ウェルキ ャビン稲毛海岸C	変更なし	変更なし	

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
居宅介護支援事業所 こんばす	千葉市若葉区西都賀 4-1-10	株式会社ベストサポ ート	千葉市若葉区千城台 東4-27-4	
変更なし	千葉市若葉区西都賀 3-17-11	変更なし	千葉市若葉区西都賀 4-1-10	